

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

パナソニック関東設備株式会社
群馬県前橋市古市町1-50-14

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 7 年 8 月 22 日～令和 7 年 10 月 21 日（2ヵ月）
関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

3 指名停止理由

パナソニック関東設備株式会社は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことから、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局から営業停止処分を受けた。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法（昭和24年法律第100号）違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内